

第6期池田市障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の概要

計画の策定にあたって

◆計画策定の背景と趣旨

- 平成30年3月に「第5期障害者計画」を策定。
- 令和3年3月に「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定。
- 今回の計画策定は、現行計画が終期を迎えるとともに、国の制度改革や社会経済情勢の変化等をふまえ、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するもの。

◆計画の位置づけと期間

- 「第6期障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画。令和6～11年度の6年間。
- 「第7期障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画。「第3期障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」。令和6～8年度の3年間。
- 「池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例」（第8条）に基づき関連計画・構想との整合・調整を図りながら策定。

障がいのある人を取り巻く状況

◆障がいのある人の状況 ※令和5年(2024年)3月時点

- 身体障がい者手帳の所持者は近年は3,000人強で減少傾向。
- 療育手帳の所持者は近年は800人台で増加の傾向。
- 精神障がい者保健福祉手帳の所持者は1,200人台で毎年増加の傾向。

◆市民の意識

- 本人や家族の高齢化が進んでおり、親なき後の生活に対して多くの人が不安を感じている。また、地域で安心して暮らせる生活の場としてグループホームの充実を望む声が多く見られる。
- 障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがあると7割の人が答えており、障がいのある人に対する理解や配慮を深めるため、学校教育や広報・啓発活動の取り組みが求められている。
- 地域の学校で障がいのない子どもと共に学ぶ環境を望む人が多くを占めており、保育・教育体制の充実や就学前から学校卒業までの切れ目のない支援のしくみづくりと、職員の資質向上、障がい特性に応じた教育・指導・相談が求められている。
- 若年層を中心に何らかの形で働くことを希望する人が多く、職場における障がいのある人への理解や配慮、就労支援施策の充実等が求められている。
- 障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスに関しては、専門性の高い相談支援体制や日中活動の場、生活の場の充実、制度・サービスに関する情報の周知などが求められている。
- 災害など緊急時に自分だけでは動けない、避難先での医療、意思疎通など不安を感じている人が多く見られる。
- 市内各所で移動しやすい環境づくりを望む声が見られる。

計画の基本的な考え方

◆基本理念

一人ひとりの人格と個性を尊重した
共に生きる地域社会づくり

◆今後の施策推進に向けた課題

- ①地域生活を続けるための支援
- ②地域で自立するための働く場や活動の場の確保
- ③障がい児支援の提供体制の整備等
- ④福祉サービスの提供体制の整備・充実
- ⑤社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

◆基本目標と施策の体系

互いに尊重し合い、支え合うまち

安心して暮らせるまち

自分らしく輝き、活動できるまち

推進施策

啓発・交流

すべての市民が人権と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向け、広報・啓発活動、人権教育、福祉学習の推進に努める。

障がい者差別の解消と権利擁護

権利擁護・意思決定支援の推進に取り組みとともに、障がい者差別を解消するための取り組み、障がいのある人への虐待防止に向けた取り組みをより一層進める。

支えあいと担い手づくり

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め支え合い、支援活動の活性化を促進し、支援が必要な障がいのある人に確実に支援につなげるとともに、福祉を支える人材の育成・確保に努める。

情報取得利用とコミュニケーション支援

多様な媒体を通じた情報提供に努め、手話・要約の派遣、人材の育成・確保に努める。

相談支援

重層的相談支援体制の整備を進め、基幹相談支援センターの専門的相談機能の充実を図る。

福祉サービス

「親亡き後」を見据えた福祉サービスの一層の充実と生活の場の確保に努める。

保健・医療

地域における医療体制等及び精神保健福祉に関する体制の充実に努める。

生活環境

バリアフリー化の推進、災害時の避難支援など防災体制の充実に努める。

療育・教育

早期発見・療育体制の充実を図るとともに、障害のある子どもの子育て支援と児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した切れ目のない指導・支援の充実を図る。

雇用・就労

障がいのある人に対する就労支援体制の確立に努めるとともに、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくり、福祉的就労の場の環境づくりに努める。

生涯学習・文化芸術・スポーツ活動等

文化芸術活動の推進、スポーツ活動支援を通じて、また、障がいのある人や家族が社会参加しやすい環境づくりに努める。

障がい福祉サービス等の内容と見込み

◆第7期障害福祉計画

- 成果目標
 - ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ③地域生活支援の充実
 - ④福祉施設から一般就労への移行等
 - ⑤相談支援体制の充実・強化等
 - ⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ⑦発達障がい者に対する支援
- 障がい福祉サービス、地域生活支援事業の利用者数と量の見込み

◆第3期障害児福祉計画

- 成果目標
 - ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進
 - ②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- 障がい児福祉サービスの利用者数と量の見込み

計画の推進に向けて

◆計画の推進体制

行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。また、地域住民、関係団体、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図る。

◆進行管理

各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、施策の充実・見直しについての検討を進める。